



オンライン参加もできます

<https://forms.gle/qqrRwu6DHCTeefTK9>

外国人権法連絡会 シンポジウム

日本の植民地主義と 奪われた外国人の人権

会場参加費 1000円(要予約)

当日発行の最新刊『外国人・民族的マイノリティ人権白書2024年版』1冊込み

※会員:参加費無料

※オンライン参加:無料

※「人権白書2024」は当日より会場・オンラインで販売開始

※差別主義団体関係者の入場はお断りします。

2024年

日時

4月27日 土 14:00-16:30 (開場13:30)

川崎市労連会館(5階小ホール)

川崎市川崎区東田町5-1 川崎駅東口徒歩8分

「植民地主義の克服としての 人種差別撤廃」

特別
講演

講師:板垣竜太氏(同志社大学社会学部教授)

1972年生まれ。朝鮮近現代社会史・植民地主義研究。

主要著書:『北に渡った言語学者:金壽卿1918-2000』(人文書院, 2021年) / 『日本のレイシズムとヘイトスピーチ』(在日コリアン弁護士協会編『ヘイトスピーチはどこまで規制できるか』影書房, 2016年)ほか多数。2022年6月に「ウトロ放火事件公判への意見書」を京都地裁、2023年5月に「『帰れ』発言に関する意見書」を横浜地裁川崎支部に提出。



基調
報告

①「2023年改悪／24年改悪入管法と私たち」

佐藤信行氏(RAIK／連絡会運営委員)

②「人種差別撤廃法がめざすもの」

師岡康子氏(弁護士／連絡会事務局長)

③「外国人・民族的マイノリティ人権基本法がめざすもの」

丹羽雅雄氏(弁護士／共同代表)

問い合わせ先

外国人権法連絡会

Mail info@gjhr.net Twitter @jinkenho
ホームページ <https://gjhr.net/>

オンライン・会場とも参加ご希望の方は、前日までに右のQRコードからお申込みください。



日本における外国人・民族的マイノリティ人権白書 2024

●編集・発行● 外国人権法連絡会 1冊 1,000円 (送料込) /10冊以上注文の場合は2割引

外国人権法連絡会では、毎年「日本における外国人・民族的マイノリティ人権白書」を発刊しています。2024年版は前年（2023年）に起こった事柄を重点的に扱っています。ぜひご活用ください！

【仮目次】

はじめに

第1章●関東大震災「虐殺」から100年

1. 関東大震災100年における国の姿勢
2. 東京都によるヘイト発言団体の集会許可問題
3. 差別と偏見が引き起こした「日本人」虐殺
4. In-Mates 上映禁止問題

第2章●ヘイトクライム・人種差別

1. 国にヘイトクライム対策を求める取り組みの進展と課題
2. 民団徳島事件判決
3. 川崎における差別主義者による裁判
4. 「ニュース女子」裁判
5. 「帰れ」は差別で違法判決勝訴確定
6. ネットヘイトにかかわる裁判と対策の進展
7. 「川崎以後」のヘイトスピーチ規制条例の状況
8. 「元外国籍」を理由とするゴルフクラブ入会拒否訴訟
9. 「ヘイト団体およびその周辺の動向
10. 杉並区議によるヘイトスピーチ問題

第3章●“先進国”日本の外国人管理体制

1. 23年改定入管法成立①—つくられた「送還忌避者」
2. 23年改定入管法成立②—難民認定、補完的保護、人道配慮
3. 23年改定入管法成立③—監視措置の何が問題か？
4. 追いつめられるクルド人／入管法の改悪とクルドヘイト
5. ウィンジュマさん国家賠償請求訴訟の現状と課題
6. 初のLGBTI難民認定判決

第4章●転換期を迎えた移住労働者たち

1. 技能実習制度および特定技能制度の見直しはどうか？
2. 技能実習で相次ぐ安易な解雇事案
3. 東広島市技能実習生の乳児死体遺棄事件
4. 解雇事例にみる技能実習機構対応の問題点
5. 特定技能制度の実態と課題
6. 外国人介護労働の実態と見直しの動向
7. 変わる送出し国事情・ベトナム
8. 変わる送出し国事情・インドネシア

第5章●移民女性の権利

1. ベトナム人技能実習生妊娠出産問題
2. 移住女性へのDVと在留資格
3. 困難を抱える移民女性の支援策
4. 同性カップルの在留の保護

第6章●マイノリティの子どもたちの権利

1. 入管政策「家族滞在」を問う
2. 非正規滞在の子どもに対する一斉在留特別許可
3. ブラジル学校の現状
4. 子ども基本法・東京都基本条例と朝鮮学校補助金問題
5. 公教育とマイノリティ教育～大阪の民族学級
6. 仮放免高校生奨学金プロジェクト

第7章●外国人住民の生存権

1. 生きる権利を保障されない外国籍住民
2. 仮放免者「5人に1人は路上生活」の危機
3. いまだに医療を受けられない非正規の移民・難民たち
4. 冷戦時代における排除の論理「当然の法理」の現在
5. マイナンバーカードと在留カードの一体化
6. 「支援ネット事業」から見る日本移民社会の課題

第8章●国際人権基準とマイノリティの権利

1. 「差別されない権利」を認めた画期的な高裁判決
2. 人権侵犯を否定する国会議員と闘うアイヌ女性
3. EMRIPと沖縄の権利
4. ビジネスと人権～国連訪日調査の問いかけるもの
5. 国内人権機関の必要性

第9章●日本の歴史責任と在日コリアン

1. ソウル高裁「慰安婦」裁判で原告勝訴
2. 朝鮮人強制労働（徴用工）問題の現在
3. 在日「無年金」問題の現在
4. ウトロ地区の現在～ウトロ平和祈念館
5. 「大阪コリアタウン歴史資料館」開館

おわりに

巻末資料 在日外国人の人口動態／主要な国際人権条約／声明文

外国人権法連絡会とは

A. 目的と名称

多民族・多文化共生社会の実現に向けて、「外国人・民族的マイノリティ人権基本法」と「人種差別撤廃法」の制定、「国内人権機関」の実現をめざす。

名称を以下のようにする。

○「外国人・民族的マイノリティ人権基本法」と「人種差別撤廃法」の制定を求める連絡会

・正式略称：外国人権法連絡会 ・英文名：Japan Network towards Human Rights Legislation for Non-Japanese Nationals & Ethnic Minorities

B. 主な活動

- (1) 日本社会、国および自治体に対して、その法制定と条例制定の必要性を訴え、市民法案・市民条例案を提案していく。
- (2) 市民団体・労組・教会関係団体など人権NGOと、弁護士・研究者・市民の広範なネットワークを構築する。
- (3) 日本人と、在日コリアンなど旧植民地出身者および移住労働者・移住者・難民との「共同の取り組み」を推進する。
- (4) これまで個別に提起されてきた法制定運動や、NGO・研究者・弁護士による提言を尊重し合い、国会ロビイングや国際人権活動において、情報の交換と蓄積を行い、それぞれの取り組みの連携を図る。
- (5) 国会議員や政党、経済団体、労働団体、自治体関係者、在日民族団体・外国人団体との意見交換の場を積極的に設ける。
- (6) 各地域において人権NGO・国際交流団体・民族団体・労組や、弁護士、研究者、自治体職員、地方議会議員による学習会・協議会・集会を積み重ねることによって、地方自治体において、「人権基本条例」「差別撤廃条例」が実現していくよう共同で取り組む。
- (7) 年1回、『外国人・民族的少数者に関する人権白書』を発行する。

C. 組織と運営

○上記A・Bに賛同する団体・個人の加盟による連絡会とする。 ○年に1回、総会を開催し、共同代表と運営委員を選出する。

◆共同代表：田中 宏（一橋大学名誉教授）／丹羽雅雄（弁護士）

○会計年度を1月～12月とし、年会費を団体：一口1万円、個人：一口5000円とする。